

○国立大学法人新潟大学授業料その他の費用に関する規程(抜粋)

(平成16年4月1日規程第102号)

第12章 法人文書の開示及び保有個人情報の開示に係る手数料

(法人文書の開示に係る手数料の額及び徴収方法)

第26条 国立大学法人新潟大学情報公開実施規程(平成16年規程第72号)に基づく法人文書の開示に係る手数料の額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 開示の請求に係る手数料(以下「開示請求手数料」という。)

開示請求に係る法人文書1件につき300円

(2) 開示の実施に係る手数料(以下「開示実施手数料」という。)

開示を受ける法人文書1件につき、別表第22の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にはその合算額。以下「基本額」という。)。ただし、基本額(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。)第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額)が前号に定める額に相当する額(次のイからニまでのいずれかに該当する場合には、それぞれ当該イからニまでに定める額。以下この号において同じ。)に達するまでは無料とし、前号に定める額に相当する額を超えるときは当該基本額から前号に定める額に相当する額を減じた額とする。

イ 情報公開法第12条第1項の規定に基づき独立行政法人等から事案が移送された場合においては、当該独立行政法人等が情報公開法第17条第1項の規定に基づき定める開示請求にかかる手数料の額のうち、学長が当該独立行政法人等と協議して定める額

ロ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第12条の2第1項の規定に基づき行政機関の長から事案が移送された場合においては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成12年政令第41号)第13条第1項第1号に定める額に相当する額のうち本学が負担するものとして、学長が当該行政機関の長と協議して定める額

ハ 情報公開法第12条第1項の規定に基づき独立行政法人等へ法人文書の一部について移送した場合においては、前号に定める額に相当する額のうち本学が負担するものとして、学長が当該独立行政法人等と協議して定める額

ニ 情報公開法第 13 条第 1 項の規定に基づき行政機関の長へ法人文書の一部について移送した場合においては、前号に定める額に相当する額のうち本学が負担するものとして、学長が当該行政機関の長と協議して定める額

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第 1 号の規定の適用については、当該複数の法人文書を 1 件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における前項第 2 号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

(1) 一の法人文書ファイル(国立大学法人新潟大学法人文書管理規則(平成 23 年規則第 10 号)第 2 条に規定するものをいう。)にまとめられた複数の法人文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 開示請求手数料は、開示請求を受け付けるときに徴収し、開示実施手数料は、開示の実施をするときに徴収するものとする。

(保有個人情報の開示に係る手数料の額及び徴収方法)

第 26 条の 2 国立大学法人新潟大学の保有する個人情報の開示等実施規程(平成 17 年規程第 20 号)に基づく保有個人情報の開示に係る手数料の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書 1 件につき 300 円とする。

2 開示請求者が前条第 2 項各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示を一の開示請求書によって行うときは、前条第 2 項の規定を準用する。

3 第 1 項に規定する手数料は、開示請求を受け付けるときに徴収するものとする。

## 第 24 章 独立行政法人等非識別加工情報の利用に係る手数料

(独立行政法人等非識別加工情報の利用に係る手数料の額及び徴収方法)

第 31 条 独立行政法人等非識別加工情報の利用に係る手数料は、別表第 33 のとおりとし、徴収方法については、別に定める。

別表第 33(第 31 条関係)

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が手数料を納付すべき区分	手数料
---	-----

独立行政法人等非識別加工情報の利用に係る事務手数料 (1回の提案につき)	21,000 円
意見書の提出の機会を与える第三者1人につき(当該機会を与える場合に限る。)	210 円
独立行政法人等非識別加工情報の作成に要する時間1時間までごと(当該作成をする場合に限る。)	3,950 円
独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者(受託者)に支払う額(当該委託をする場合に限る。)	実費額
締結した契約と異なる利用目的での利用に係る事務手数料(1回の提案につき)	12,600 円
締結した契約の利用期間を超えた利用に係る事務手数料 (1回の提案につき)	12,600 円